○大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王滝村及び木曽町の宿泊施設の利用に要する料金(以下「宿泊料金」という。)の一部を予算の範囲内において助成することにより、愛知用水の水源地である王滝村及び木曽町との交流を促進することを目的として実施する大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用料金助成事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、第4条に規定する対象施設に宿泊する者(大府市税を滞納していない者に限る。)とする。

(助成金の額)

- 第3条 王滝村・木曽町宿泊施設利用助成金(以下「助成金」という。)の額は、対象者1人につき一泊当たり3,000円とする。ただし、宿泊料金に係る実費負担額が3,000円に満たない場合(割引券、クーポン等の利用により実費負担額が3,000円を下回る場合を含む。)は、実費負担額を限度額とする。
- 2 事業の利用は、対象者1人につき1年度当たり3泊までとする。 (対象施設)
- 第4条 助成金の交付の対象となる宿泊施設(以下「対象施設」という。)は、市長が別に定める施設とする。

(宿泊証明)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする対象者(その者が18歳未満の場合は、その者の保護者。以下「申請者」という。)は、あらかじめ、対象施設に助成金の申請予定である旨を申し出るものとする。
- 2 前項の規定により申出を受けた対象施設は、対象者に大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用証明書(第1号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。 (申請)
- 第6条 申請者は、対象施設最終利用日の翌日から起算して2週間以内(当該期限日が、 大府市の休日を定める条例(平成元年大府市条例第31号)第1条第1項に規定する市 の休日である場合は、その翌日)に大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用助成申請書兼請 求書(第2号様式)に前条第2項の規定により交付を受けた証明書を添えて申請するも のとする。
- 2 前項の規定による申請は、同一世帯の対象者が2名以上である場合は、当該世帯の対象者のうち1名が代表して、当該世帯の対象者分を申請するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者又は対象者に大府市税の滞納があるときは、当該 滞納をしている者に係る助成金の交付は、申請することができない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を 決定し、適当と認めるときは、大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用助成決定通知書(第 3号様式)により、不適当と認めるときは、大府市王滝村・木曽町宿泊施設利用助成不 交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

第8条 市長は、前条の規定により助成の決定を受けた者に対し、速やかに、助成金を交付するものとする。

(台帳の整備)

(交付)

第9条 市長は、助成金の交付について、必要な事項を記録した台帳を整備しておかなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、申請内容の虚偽その他宿泊利用に関して不正の行為があると認めると きは、助成の決定を取り消し、返還させなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。